

文書番号 : JRCA AE140-1 初版

EMS GHG plus 審査員の資格基準

制 定 : 2026年 4月 1日

一般財団法人日本要員認証協会
マネジメントシステム審査員評価登録センター

目次

1. 適用範囲	1
2. 引用文書及び関連文書	1
3. EMS GHG plus 審査員の定義	2
4. EMS GHG plus 審査員（新規登録）	2
5. 資格の維持、更新	2
6. 継続的専門能力開発(CPD)	2
7. 資格の失効	3
8. 登録情報の公開	3
付則	3
制定・改定履歴	4

EMS GHG plus 審査員の資格基準

1. 適用範囲

この文書は、一般財団法人日本要員認証協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、当センター又はJRCAという）が、「EMS GHG plus審査員」を評価登録するための基準及びその手順を規定する。

2. 引用文書及び関連文書

2.1 引用文書

この文書で引用する基準文書を以下に示す。

GHGプロトコル 事業者排出量算定報告基準（日本語版）

GHG Protocol Scope 2 Guidance An amendment to the GHG Protocol Corporate Standard
（日本語版）

JIS Q 14064-1 温室効果ガス — 第1部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様及び手引

JIS Q 14064-3 温室効果ガス — 第3部：温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引

2.2 関連文書

この文書に関連する主な基準文書を以下に示す。

JRCA AE140：環境マネジメントシステム審査員の資格基準

JRCA AE340：環境マネジメントシステム審査員登録申請等各種手続きの手引き

JRCA AJ140：マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）

JRCA AJ240：マネジメントシステム審査員の評価登録手順（QMS、EMS、ISMS、FSMS及びOHSMS）

JRCA AC100：審査員評価登録に係わる異議申し立て及び苦情の取扱い手順

JRCA AC220：マネジメントシステム審査員 評価登録に係わる料金基準

基本的な運用は、JRCA AE140：環境マネジメントシステム審査員の資格基準、JRCA AJ140：マネジメントシステム審査員資格基準の共通付属書及びJRCA AJ240：マネジメントシステム審査員の評価登録手順に従う。異なる内容のみ以下の項目に記載する。

3. EMS GHG plus 審査員の定義

この基準で定める EMS GHG plus 審査員の定義、求められる力量を以下に示す。

定義：一定レベルの基礎的な温室効果ガス（GHG）排出量の算定・検証を行う力量がある要員

4. EMS GHG plus 審査員（新規登録）

EMS GHG plus 審査員への新規登録申請者は、4.1 項から 4.3 項に定める要件を満たすこと。

4.1 前提資格

JRCA に EMS 審査員登録（EMS 審査員補、EMS 審査員、EMS 主任審査員、EMS エキスパート審査員）していること。

4.2 審査員研修コースの修了

当センターが承認する EMS GHG plus 審査員の研修コースを、申請日から過去 3 年以内に修了していること（JRCA 筆記試験合格を含む）。

4.3 申請登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。（JRCA AC220 参照）

5. 資格の維持、更新

資格の維持、更新期限（認証サイクル）は、EMS 審査員資格の維持、更新期限と同期して行う。資格を維持、更新するためには、以下に定める要件を満たすこと。

5.1 必要な継続的専門能力開発（CPD）実績

EMS 審査員としての継続的専門能力開発（CPD）時間のうち、EMS GHG plus 審査員資格に対応する専門能力開発を 3 時間以上含むこと。

5.2 申請登録料の支払い

申請及び登録に必要な費用を当センターに支払うこと。（JRCA AC220 参照）

6. 継続的専門能力開発（CPD）

6.1 専門能力開発の対象となる活動

継続的専門能力開発（CPD）の対象となる活動は、EMS GHG plus 審査員としての能力向上に直接的又は間接的に寄与するもので、次に記載の力量（知識及び技能）の分野に関するものとする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ GHG 排出量算定の基本的な枠組み及び基準（法令、規制、規格等）に関する知識 ・ GHG 排出源と排出係数に関する知識 ・ GHG 算定対象範囲と境界設定に関する知識 ・ GHG 排出量の目標設定及び削減策に関する知識 ・ GHG 排出量の検証/妥当性確認の実施手順に関する知識 ・ データ収集・管理に関する知識及び能力 ・ GHG 排出量の算定及び分析能力 ・ データの検証・品質保証能力 ・ 報告、コミュニケーション能力 | 等 |
|--|---|

6.2 専門能力開発の方法

継続的専門能力開発 (CPD) の方法には、以下の種類がある。

(1) 研修等への参加

- 例) ①JRCA 登録 CPD コース
- ②GHG 妥当性確認・検証機関又はマネジメントシステム (MS) 認証機関で行われる所属要員を対象とした研修
- ③一般参加が可能な研修コース
- ④講演会

(2) 自己学習等

- 例) ①読書
- ②web サイト利用による個人学習
- ③グループ学習

7. 資格の失効

7.1 EMS 審査員の資格を失効した場合は、EMS GHG plus 審査員の資格も失効する。

7.2 EMS GHG plus 審査員の維持、更新の条件のみ満たせなかった場合、EMS GHG plus 審査員の資格のみを失効する。

8. 登録情報の公開

(a) 登録番号、資格種別の公開

当センターは、登録された EMS GHG plus 審査員の登録番号、資格種別を JRCA ホームページで公開する。

(b) 審査員登録証明書、審査員カード

当センターは、EMS GHG plus 審査員への新規登録時に、審査員登録証明書、審査員カードを発行する。

審査員カードには、EMS 審査員資格、及び EMS GHG plus 審査員両資格を表示する。

審査員登録証明書は、EMS 審査員資格とは別に EMS GHG plus 審査員資格のものを発行する。

資格の更新時に、上記と同じ内容の審査員カード、及び登録証明書を発行する。

付則

この基準は、2026 年 4 月 1 日から施行する。

以上

制定・改定履歴

版番号	年月日	内容
制定	2026年4月1日	新規制定